

令和3年度 神話の里づくり推進事業補助金

評価表 NO.

所管部課名	教育部 文化課		担当者	菊地 恵					
事業費名称	文化振興事業費								
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金交付要綱、神話の里づくり推進事業補助金交付要領								
補助経過年数	1年以上5年以下								
令和3年度 予算額	1,200 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,200 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	会議開催状況		5回		令和3年度				
成果指標②	イベント参加人数		300人		令和3年度				
補助対象者	薩摩川内顕彰会								
補助対象経費	歴史資産・遺産・伝説の伝承のための活動を通して、郷土文化の振興に図るものであること。（報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費）								
補助対象事業・活動の内容	歴史資産・遺産・伝説を後世に伝えていくための推進活動								
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は 補助率	1,200,000円								
上記項目の 積算方法	予算に定める額以内								
補助を受ける 事業の決算状況 等の 特記すべき事項等	項目		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		800,901	40.0%	790,109	39.7%	
		会費収入			46,000	2.3%	50,000	2.5%	
		事業収入			754,901	37.7%	740,109	37.2%	
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%	
		市補助金			1,200,000	60.0%	1,200,000	60.3%	
						0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）				0.0%	279	0.0%	
		計	0		2,000,901	100.0%	1,990,388	100.0%	
	支出	事業費			2,000,622	100.0%	1,698,320	85.3%	
		人件費			0	0.0%	0	0.0%	
		その他事務費				0.0%		0.0%	
						0.0%		0.0%	
						0.0%		0.0%	
						0.0%		0.0%	
						0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）			279	0.0%	292,068	14.7%	
			計	0		2,000,901	100.0%	1,990,388	100.0%
			支出計/前年度支出計					99.5%	
	自己資金/前年度自己資金					98.7%			
	翌年度繰越金/市補助金			0.0%		24.3%			
交付件数				1		1			
成果指標の推移①				6		6			
成果指標の推移②				395		634			
【前回評価】該当なし									
【前回評価への回答】該当なし									
【事業のPR方法】チラシやガイドブック等の作成及び配布、パネル展の実施									
【費用対効果】本補助金による伝承活動を実施することにより、薩摩川内市の歴史資産・遺産を市民に広く周知することができるため、費用対効果は大きいと考えられる。									
【補助事業以外の事業】特になし									
【その他】									

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	各イベントを行うことにより、市民に郷土の神話、歴史資産・遺産を認識させるとともに、地域文化振興に寄与するものと思われる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	B	補助金は伝承活動やガイドブックの作成のために充てられており、必要性は高いものと思われる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	各イベントやガイドブック作成などの活動を積極的に行っており、「伝承のための活動回数」などは市民ニーズに合致している。補助金は伝承活動のための経費に充てられており、歴史資産・遺産の伝承に適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	歴史・伝説の研究はその幅が広いため、行政だけでは困難である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	ガイドブックの広告協賛金や会費を徴収するなど、自主財源を積極的に確保するなど努力が見受けられ、公益性が高く、妥当であるといえる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	補助額は「予算で定める額以内」とされており、明確な根拠とは言い難い。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☒ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 令和3年度までの補助であるため。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 令和3年度までの補助であるが、各種イベント等のPR手段を検討するよう指導したい。		≪まとめ≫

神話の里づくり推進事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる神話の里づくり推進事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 神話の里づくり推進事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 推進組織の運営を円滑に行うために、事業実施等に必要なものであること。
- (2) 推進組織が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、地域相互の連携や、交流を図るとともに、郷土愛の醸成等を図るものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

（補助金の額）

第3条 神話の里づくり推進事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 神話の里づくり推進事業補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 歴史・伝説の周知・普及・啓発等に要する経費
- (2) 歴史内容にふさわしい音楽・舞踊を創作し発表するために要する経費
- (3) 古墳、伝承地並びにその付近の通路清掃・整備等に要する経費
- (4) 神亀山の清掃・整備、三山陵案内看板の設置、景観整備等に要する経費
- (5) 観光商品、土産品開発等に要する経費
- (6) 公認ガイド養成事業等に要する経費
- (7) 神話歴史等に関する勉強会講演会活動等に要する経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

（交付の申請）

第5条 神話の里づくり推進事業補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

2 神話の里づくり推進事業補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第 6 条 神話の里づくり推進事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に神話の里づくり推進事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 神話の里づくり推進事業補助金の実績報告は、規則第 1 5 条に定めた書類により行うものとする。

(効果の測定)

第 8 条 神話の里づくり推進事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、補助事業等の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 神話の里づくり推進事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。